

住民監査請求について

1 住民監査請求とは

住民監査請求とは、地方自治法第 242 条に基づき、住民が監査委員に対し、当該団体の長又は委員会等の職員の違法又は不当な財務会計上の行為について、監査を求め必要な措置を講じるよう請求するものです。

2 請求の対象となるもの

- (1) 違法又は不当な公金の支出
- (2) 違法又は不当な財産の取得、管理、処分
- (3) 違法又は不当な契約の締結、履行
- (4) 違法又は不当な債務、その他の義務の負担
- (5) (1)～(4)の行為が相当の確実さで予測される場合
- (6) 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- (7) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

注) 正当な理由がない限り、上記行為のあった日から 1 年以上経過している場合 ((6) 及び (7) を除く) には、監査請求することができません。

3 請求の方法

- (1) 請求できるのは、つくば市に住所を有する方です。
- (2) 所定の書面を作成して行います。※【請求書様式 1】を参照
- (3) 請求の際には、その行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。具体的には、情報公開請求により開示を受けた文書の写しなどです。

4 個別外部監査について

個別外部監査とは、市の監査委員ではなく、市と契約した外部監査人が監査を行うことです。請求人は、請求書に理由を付して個別外部監査を行うよう求めることができます。詳細は下記問合せ先までお問合せください。

※個別外部監査を要求する場合の書面は、【請求書様式 2】を参照

5 請求書の提出先

請求書は、原則としてつくば市監査委員事務局まで直接持参願います。

(問合せ先) つくば市監査委員事務局

住所：〒305-8555 つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

電話：029-883-1111 (代表)

FAX：029-868-7614

【請求書様式1】

つくば市職員措置請求書

(つくば市長、何委員会、委員又は職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

請求の要旨は、次の事項について記載してください。

(事実をできる限り具体的に。)

- (1) 誰が(請求の対象となる職員)
- (2) いつ、どのような行為を行っているか(監査対象事項)
- (3) その行為は、どのような理由で、違法または不当であるか
- (4) その行為により、市にどのような損害が生じているのか
- (5) したがって、どのような措置を請求するのか

2 請求者(請求者が複数の場合、代表者を定め、連署する。)

住 所

氏 名 自 署

連絡先 ()

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

つくば市監査委員 宛て

注) 形式的要件がすべて充たされていれば、縦書きでも差し支えありません。

【請求書様式 2】 ※個別外部監査を要求する場合

つくば市職員措置請求書

(つくば市長、何委員会、委員又は職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

※請求書様式 1 と同じ

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

3 請求者 (請求者が複数の場合、代表者を定め、連署する。)

住 所

氏 名 自 署

連絡先 ()

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。併せて、同法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

年 月 日

つくば市監査委員 宛て

注) 形式的要件がすべて充たされていれば、縦書きでも差し支えありません。